平成２７年（フ）第９８号
福岡県久留米市城南町10番地８　宮原コーポ301号、前住所福岡県柳川市大浜町168番地３
債務者　古賀　義秋
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１５４号
長崎県長崎市立岩町７番７号　尾下アパート202
債務者　菊池かおり（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
群馬県桐生市巴町２丁目２番地の１　駅南ハイツ701号
債務者　佐藤　敏男
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４３３号
千葉市若葉区小倉町1728番地　ドリームスクエアＡ－205号
債務者　佐藤浩子こと　李　紅雫
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２４号
千葉県船橋市三山７丁目２番９号
債務者　須永　良
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２５号
千葉県船橋市三山７丁目２番９号
債務者　須永　則子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５０号
千葉県船橋市栄町２丁目４番22号
債務者　杉村　栄一
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５６号
千葉県市原市姉崎1319番地　小泉アパート
債務者　苅米　弘
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５７号
千葉県市原市姉崎1319番地　小泉アパート
債務者　苅米　智充
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
川崎市川崎区南町７番地11　エンゼルハイム川崎　304
債務者　鈴木　竜二
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
川崎市川崎区浅田３丁目８番19号
債務者　森　武
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
川崎市宮前区菅生ケ丘32番４－314号
債務者　浅見　操
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
川崎市宮前区初山２丁目６番57号　マークスフォート　102、前住所神奈川県鎌倉市城廻505番地18
債務者　瀬戸口加代子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
川崎市幸区南加瀬４丁目10番６号　パインクレストⅠ　201、前住所川崎市中原区西加瀬12番６号
債務者　山本　美紗（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
川崎市宮前区神木本町４丁目５番30号　ヴァンコリーヌ　201
債務者　中嶋みどり
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
川崎市中原区木月３丁目17番６号　エムシーハウス　207
債務者　廣瀬　愛子（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
川崎市麻生区上麻生６丁目32番８号　メゾンプライマリー　205
債務者　江上　哲司
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係